

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市太田土地改良区から役員
の退任について次のとおり届出があった。

平成19年6月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 | 退任年月日 |
|-------|-------|---------------|------------|
| 理事 | 香西 秀治 | 高松市太田下町1351番地 | 平成19年3月11日 |